

令和6年度小平市一般廃棄物処理実施計画

令和6年4月1日策定

1 計画の基本事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理計画のうち、同法施行規則第1条の3の規定により定める実施計画である。

(2) 計画対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 計画対象地域

小平市域

2 基本方針

小平市一般廃棄物処理基本計画において掲げる基本理念「こつこつ小平『もったいない』が根づくまち」の実現により目指す循環型社会への変革に向けて、市が実施する施策は、次の方針を基本として実施する。

(1) 循環型社会の実現に向けた協働の推進

市民、事業者、そして小平市が、それぞれできることに「こつこつ」と取り組むことで、循環型社会を実現する。そのためには、各主体が、循環型社会について理解すること、そして理解したことを行動に移すことが必要である。

小平市は、市民、事業者が循環型社会を理解し、行動するためのわかりやすい情報を提供するとともに、市民、事業者との情報交換を通じて、市民、事業者、市が協働して施策を推進する。

(2) 発生抑制・再使用の推進

発生抑制(Reduce リデュース)とは、資源物とごみを合わせた総量の抑制、つまり廃棄物の発生そのものを抑制することである。例えば、事業者はなるべく長く使える物を生産、販売し、市民もこのような物を積極的に選択し、容易に廃棄物となる物を生活に持ち込まないなど、社会のあり方の変革を促し、廃棄物の発生を抑制することである。

再使用(Reuse リユース)とは、不要になったものを、他の市民や事業者への譲渡、交換により、他の目的で再度利用することである。

小平市においては、循環型社会の形成のための第一の方策として発生抑制を、第二の方策として再使用を位置づけ、それぞれの取組を推進する。

(3) 再生利用の推進

不用となり、再使用することが難しい物については、そのままごみとして処分するのではなく、原材料等として再生し、利用されることが、天然資源の消費の抑制につながることから、再生利用(Recycle リサイクル)の推進は依然として重要である。

循環型社会の形成のための第三の方策として、再生利用を推進する。

(4) 適正処理の維持・向上

循環型社会の形成のためには、物を廃棄物にしないことが優先されるが、いったん廃棄物として発生したものについては適正に処理しなければならない。

市民の生活と事業者の活動にとって必要不可欠である安全かつ安定した廃棄物処理の体制を維持するとともに、環境への配慮を優先しつつ、質の高い廃棄物処理を目指す。

3 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

ごみ	33,879 t
燃やすごみ	30,870 t
燃やさないごみ	1,647 t
粗大ごみ	1,362 t
資源物等	13,119 t
可燃性資源（新聞紙、雑誌（本）・雑がみ、段ボール、シュレッダーくず、古布類、ふとん）	8,239 t
不燃性資源（プラスチック製容器包装、ビン、カン、ペットボトル、金属製のなべ等）	4,572 t
有害性資源（スプレー缶、ライター、電池、蛍光灯、水銀体温計）	106 t
拠点回収資源（紙パック、白色トレイ）	8 t
優良粗大ごみ	45 t
その他の資源（剪定枝・食物資源一次処理物・食物資源・陶磁器・小型家電）	149 t
し尿、浄化槽汚泥	318kℓ
し尿	156kℓ
浄化槽汚泥	162kℓ
動物の死体	360 体

4 一般廃棄物の排出の抑制のための方策及び一般廃棄物処理施設の整備に関する事項

小平市一般廃棄物処理基本計画に定めるところによる。

5 分別して収集する一般廃棄物の種類、分別の区分及び排出方法

別表1及び別表2のとおり

6 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

別表1及び別表3のとおり

7 その他

(1) 市民及び事業者の協力義務

別表1のとおり

(2) 適正処理困難物

別表 4 のとおり

(3) 資源の有効な利用の促進のため処理を行わない物

別表 5 のとおり

(4) 廃棄物減量等推進審議会

小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例第 7 条のとおり

(5) 廃棄物減量等推進員

小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例第 8 条のとおり

(6) 本計画に定めのない事項

別添「資源とごみの収集カレンダー・資源とごみの出し方パンフレット」に定めるところのほか、別途市報・リーフレット・ホームページ等により周知するところによる。

別表1 (分別して収集する一般廃棄物の種類、分別の区分、排出方法等)

廃棄物の種類		排出方法	排出場所 (条例第32条による所定の場所)	収集方法	収集の主体	処理の方法及び主体	市民及び事業者の協力義務
家庭廃棄物	燃やすごみ	燃やすごみ用指定収集袋に入れ、収集日の朝8時まで排出する。	自宅敷地内(集合住宅にあっては、その敷地内の集積所)	別表2に掲げる曜日ごとに週2回、戸別収集方式による定期収集。	市長(収集運搬業務委託業者による。)	小平・村山・大和衛生組合にて中間処理(焼却)を行う。 なお、一部のものについては、柳泉園組合及びふじみ衛生組合にて中間処理(焼却)を行う。 東京たま広域資源循環組合にて、焼却残さはエコセメント化し、最終処分を行う。	① 発生を抑制するとともに、資源物の分別を徹底すること等により、減量すること。 ② 燃やすごみ及び燃やさないごみは必ず指定の分別を行い、指定収集袋に入れ、排出すること。
	燃やさないごみ	燃やさないごみ用指定収集袋に入れ、収集日の朝8時まで排出する。	自宅敷地内(集合住宅にあっては、その敷地内の集積所)	別表2に掲げる曜日ごとに週4回、戸別収集方式による定期収集。	市長(収集運搬業務委託業者による。)	小平・村山・大和衛生組合にて中間処理(破碎)後、再資源化業者に引き渡す。	
資源物	プラスチック製容器包装	水ですすぐなどし、乾かしてから、プラスチック製容器包装用指定収集袋に入れ、収集日の朝8時まで排出する。	自宅敷地内(集合住宅にあっては、その敷地内の集積所)	別表2に掲げる曜日ごとに週1回、戸別収集方式による定期収集。	市長(収集運搬業務委託業者による。)	小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設にて選別等の処理後、再資源化業者に引き渡す。	① 発生を抑制するとともに、自ら再使用すること等により、減量すること。 ② プラスチック製容器包装は必ず指定の分別を行い、指定収集袋に入れ、排出すること。 ③ 紙パック及び白色トレイは、市長が設置する回収ボックスのほか、小売店等が自主的に設置する回収ボックスに排出すること。 ④ 資源回収協力店は、資源の回収拠点であるだけでなく、廃棄物・環境問題の普及啓発の役割を担う者であること。
	新聞紙、雑誌(本)・雑がみ、段ボール、シュレッダーくず	左の種類ごとに、それぞれひもで束ね(新聞紙、雑誌(本)・雑がみについては紙袋に入れることも可。シュレッダーくずについては透明または半透明の袋に入れる。)収集日の朝8時まで排出する。	自宅敷地内(集合住宅にあっては、その敷地内の集積所)	別表2に掲げる曜日ごとに週2回、戸別収集方式による定期収集。	市長(収集運搬業務委託業者による。)	収集後、再資源化業者に引き渡す。	
	古布類、ふとん	古布類については透明または半透明の袋に入れ、ふとんについてはひもで十文字にしぼり、収集日の朝8時まで排出する。	自宅敷地内(集合住宅にあっては、その敷地内の集積所)	別表2に掲げる曜日ごとに週2回、戸別収集方式による定期収集。	市長(収集運搬業務委託業者による。)	リサイクルセンターにて、再資源化業者に引き渡す。	
	ビン、カン、金属製のなべ等	ビン、カンについては水ですすぐなどし、乾かしてから、左の種類ごとに、それぞれ透明もしくは半透明の袋に入れ、またはかごやバケツに直接入れて、収集日の朝8時まで排出する。	自宅敷地内(集合住宅にあっては、その敷地内の集積所)	別表2に掲げる曜日ごとに週2回、戸別収集方式による定期収集。	市長(収集運搬業務委託業者による。)	リサイクルセンターにて選別等の処理後、再資源化業者に引き渡す。	
	ペットボトル	水ですすぐなどし、乾かしてから、透明もしくは半透明の袋に入れ、またはかごやバケツに直接入れて、収集日の朝8時まで排出する。	自宅敷地内(集合住宅にあっては、その敷地内の集積所)	別表2に掲げる曜日ごとに週2回、戸別収集方式による定期収集。	市長(収集運搬業務委託業者による。)	小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設にて選別等の処理後、再資源化業者に引き渡す。	
	有害性資源(スプレー缶、ライター、電池(乾電池、ボタン電池など)、蛍光管、水銀体温計)	左の種類ごとに、それぞれ透明もしくは半透明の袋に入れ、またはかごやバケツに直接入れて、蛍光管については空き箱に入れるなど割れないようにし、収集日の朝8時まで排出する。	自宅敷地内(集合住宅にあっては、その敷地内の集積所)	別表2に掲げる曜日ごとに週2回、戸別収集方式による定期収集。	市長(収集運搬業務委託業者による。)	リサイクルセンターにて選別等の処理後、再資源化業者に引き渡す。	
	紙パック	水ですすぐなどし、切り開いて、乾かしてから排出する。	小売店または公共施設に設置する回収ボックス	回収ボックスからの随時収集。	市長(収集運搬業務委託業者による。)	リサイクルセンターにて一時保管後、再資源化業者に引き渡す。	
	白色トレイ	水ですすぐなどし、乾かしてから、そのまま回収ボックスに排出またはプラスチック製容器包装用指定収集袋に入れ、収集日の朝8時まで排出する。	小売店または公共施設に設置する回収ボックスまたは自宅敷地内(集合住宅にあっては、その敷地内の集積所)	回収ボックスからの随時収集。または別表2に掲げる曜日ごとに週1回、戸別収集方式による定期収集。	市長(収集運搬業務委託業者による。)	小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設にて選別等の処理後、再資源化業者に引き渡す。	

	食物資源(食物資源循環事業参加世帯に限る。)	専用バケツに入れ、収集日の朝8時までに排出する。	参加世帯のグループごとに定めた場所	週1回、定期収集。	市長(収集運搬業務委託業者による。)	回収後、堆肥化業者に引き渡す。	発生を抑制するとともに、資源化可能な食物資源の分別を徹底すること等により、減量すること。
	小型家電	個人情報等を消去し、電池類を取り外してから排出する。	公共施設に設置する回収ボックス	回収ボックスからの随時収集。	市長(収集運搬業務委託業者による。)	回収後、再資源化業者に引き渡す。	
		個人情報等を消去し、電池類を取り外してから市長が指定する回収日時に自ら持ち込む。	市長が回収の都度指定する。	—	—		
	小型充電式電池	ビニールテープで端子部を絶縁してから排出する。	リサイクル協力店または公共施設に設置する回収ボックス	回収ボックスからの随時収集。	市長(収集運搬業務委託業者による。)	回収後、再資源化業者に引き渡す。	
	陶磁器製食器	市長が指定する回収日時に自ら持ち込む。	市長が回収の都度指定する。または、リサイクルセンターに持ち込む。	—	—	回収後、再資源化業者に引き渡す。	
	食用油	市長が指定する回収日時に自ら持ち込む。	市長が回収の都度指定する。または、リサイクルセンターに持ち込む。	—	—	回収後、再資源化業者に引き渡す。	
	粗大ごみ	収集申込み後、収集しやすいように整理し、各品目に応じた廃棄物処理手数料を納入し、交付された廃棄物処理シールを貼付して分別して排出する。	自宅敷地内(集合住宅にあっては、その敷地内)	申込みによる随時収集(申込み日の翌日または翌々日から4日以内(土曜日、日曜日・祝日を除く))。	市長(収集運搬業務委託業者による。)	小平・村山・大和衛生組合にて中間処理(焼却、破砕等)を行う。東京たま広域資源循環組合にて、焼却残さはエコセメント化し、最終処分を行う。破砕残さは再資源化業者に引き渡す。ただし、優良粗大ごみはリプレこだいらにおいて再生し、販売する。	粗大ごみは、修理等によりなるべく長期間使用すること、自ら再使用すること等により、発生及び排出を抑制すること。
	臨時ごみ	収集申込み後、市長が指示する方法で、分別して排出する。	自宅敷地内(集合住宅にあっては、その敷地内)	申込みによる随時収集。	市長(収集運搬業務委託業者による。)	家庭廃棄物のごみの各種類別の処理の方法及び主体と同じ。	
事業系廃棄物	1日平均10キログラムを超える量を排出する事業者の事業系一般廃棄物及び市長が一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物	事業者が自らの責任において適正に処理する。	事業者の建物または敷地内	事業者が自らの責任において適正に処理する。	排出事業者または収集運搬許可業者	事業者が自らの責任で処理する。または、燃やすごみ及び燃やさないごみについては、小平・村山・大和衛生組合にて中間処理(焼却、破砕等)を行う。東京たま広域資源循環組合にて焼却残さはエコセメント化し、最終処分を行う。民間処理施設にて、破砕残さは最終処分を行う。	① 廃棄物の減量、分別の徹底及び適正処理を行うこと。また、そのための社内システム、事業所内での研修体制等を充実すること。 ② 市長の指定する施設に搬入する場合は、分別を徹底する等、市長が指示する方法等に従うこと。

1日平均10キログラム未満の量を排出する事業者の事業系一般廃棄物及び市長が一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物	事業者が自らの責任において適正に処理する。	事業者の建物または敷地内	事業者が自らの責任において適正に処理する。	排出事業者または収集運搬許可業者	事業者が自らの責任で処理する。または、燃やすごみ及び燃やさないごみについては、小平・村山・大和衛生組合にて中間処理(焼却、破碎等)を行う。なお、一部の燃やすごみについては、柳泉園組合及びふじみ衛生組合にて中間処理(焼却)を行う。東京たま広域資源循環組合にて焼却残さはエコセメント化し、最終処分を行う。民間処理施設にて、破碎残さは最終処分を行う。	① 廃棄物の減量、分別の徹底及び適正処理を行うこと。また、そのための社内システム、事業所内での研修体制等を充実すること。 ② 市長の指定する施設に搬入する場合は、分別を徹底する等、市長が指示する方法等に従うこと。 ③ 粗大ごみは、事業者が自らの責任において適正に処理すること。
	市長による収集に排出する場合は、家庭廃棄物のごみ及び資源物の各種類別の排出方法に則って分別し、市指定の指定収集袋等を用いて、収集日の朝8時まで排出する。	事業者の建物または敷地内	家庭廃棄物のごみ及び資源物の各種類別の収集方法と同じ。	市長(収集運搬業務委託業者による。)	家庭廃棄物のごみ及び資源物の各種類別の処理の方法及び主体と同じ。	
し尿、汚水	定期収集の申請または随時汲み取りを申し込む。	当該汲み取り便所等	申請に基づく定期収集または随時申込みにより収集。	市長(収集運搬業務委託業者による。)	事業者が自らの責任で処理する場合は、湖南衛生組合において処理する。	① 建築物の所有者は、その便所の公共下水道接続を行うこと。 ② 便槽内に異物を投入しないこと。 ③ 汲み取り口等から雨水等が流入しないように措置すること。
浄化槽汚泥	浄化槽の占有者等と浄化槽清掃業許可業者または一般廃棄物収集運搬許可業者の直接契約による。	当該浄化槽	浄化槽の占有者等と浄化槽清掃業許可業者または一般廃棄物収集運搬許可業者の直接契約による。	浄化槽清掃業許可業者または一般廃棄物収集運搬許可業者	事業者が自らの責任で処理する場合は、湖南衛生組合において処理する。	① 建築物の所有者は、その便所等の公共下水道接続を行うこと。 ② 常に適切な維持管理を行うこと。 ③ ディスポーザーシステムの浄化槽汚泥は自らの責任で処理すること。
動物の死体	段ボール箱または袋に入れて市長が指定する日時に排出する。ただし、飼い主は、段ボール箱または袋に入れて市長が指定する日時に自ら持ち込む。	市長が収集の都度指定する。ただし、飼い主は、リサイクルセンターに持ち込む。	随時収集とする。ただし、飼い主は、リサイクルセンターまで自ら運搬する。	市長(収集運搬業務委託業者による。)	小平・村山・大和衛生組合にて一時保管の後、専門業者により処理する。	① 飼い犬の死亡の場合は、別途畜犬登録に係る手続を行うこと。 ② 東京都が管理する道路上のものについては、管理者の責任において適正に処理すること。

備考1) この表において、集積所とは、集合住宅の所有者または管理者(以下「所有者等」という。)が当該集合住宅の敷地内に位置を定め、市長が収集可能であると確認して廃棄物の収集を行っている場所をいい、所有者等は、周辺環境保持のため清掃等を行い、または集合住宅の居住者への指導、啓発を行うものとする。

備考2) ごみと資源物について、家庭廃棄物を自ら集積所に排出することが困難な高齢者または障害者の世帯に対しては、玄関先に排出された家庭廃棄物を収集するふれあい収集を実施する。この場合において、市長(収集運搬業務委託業者による。)は、週2回以内の特定の曜日に、分別された全てのごみと資源物を収集し、廃棄物の種類ごとにこの表に定められた方法により処理を行うものとする。

備考3) ペットボトルについて、原則、2週間に1回のペットボトル収集日に収集するが、「小平市と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの資源循環に係る協定書」に基づき、市民は、市内一部のセブン-イレブンに設置してあるペットボトル自動回収機に投入することができ、市長(収集運搬業務委託業者による。)は、各店舗から収集運搬のうえ、株式会社セブン-イレブン・ジャパンに回収機のペットボトルを引き渡すものとする。

別表2 (分別して収集する一般廃棄物の区分ごとの収集日)

区分	収集地区				
	A地区	B地区	C地区	D地区	E地区
	中島町、たかの台、小川町1丁目、栄町、小川西町	小川町2丁目、小川東町、学園東町、仲町	上水新町、上水本町、津田町、学園西町	美園町、天神町、大沼町、花小金井	上水南町、喜平町、回田町、御幸町、鈴木町、花小金井南町
燃やすごみ	火曜日・金曜日	火曜日・金曜日	火曜日・金曜日	月曜日、木曜日	月曜日、木曜日
燃やさないごみ	水曜日(4週に1回)	月曜日(4週に1回)	水曜日(4週に1回)	金曜日(4週に1回)	火曜日(4週に1回)

カン	水曜日（2週に1回）	月曜日（2週に1回）	水曜日（2週に1回）	金曜日（2週に1回）	火曜日（2週に1回）
ビン、有害性資源（スプレー缶、ライター、電池、蛍光管、水銀体温計）、金属製のなべ等	水曜日（2週に1回）	月曜日（2週に1回）	水曜日（2週に1回）	金曜日（2週に1回）	火曜日（2週に1回）
プラスチック製容器包装	月曜日	水曜日	木曜日	火曜日	金曜日
ペットボトル	月曜日（2週に1回）	水曜日（2週に1回）	木曜日（2週に1回）	火曜日（2週に1回）	金曜日（2週に1回）
新聞紙、段ボール	木曜日（2週に1回）	木曜日（2週に1回）	月曜日（2週に1回）	水曜日（2週に1回）	水曜日（2週に1回）
雑誌（本）・雑紙、シュレッダーくず、古布類、ふとん	木曜日（2週に1回）	木曜日（2週に1回）	月曜日（2週に1回）	水曜日（2週に1回）	水曜日（2週に1回）

具体的な収集日については別に市長が定め、収集カレンダー等により周知する。

別表3（処理の実施主体の概要）

処理する一般廃棄物	施設名	処理方法	所在地
燃やすごみ	小平・村山・大和衛生組合（4・5号炉）	焼却（全連続燃焼式ストーカ炉）	小平市中島町2-1
燃やさないごみ、粗大ごみ	小平・村山・大和衛生組合不燃・粗大ごみ処理施設	破碎選別	小平市中島町2-1
プラスチック製容器包装、ペットボトル	小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設	選別、圧縮、梱包	東大和市桜が丘2丁目122-2
新聞紙、段ボール、雑誌（本）・雑紙、シュレッダーくず	東多摩再資源化事業協同組合	選別、再資源化	小平市花小金井3丁目13-1
古布類、ふとん	東多摩再資源化事業協同組合	選別、再使用、再資源化	小平市花小金井3丁目13-1
ビン、カン	小平市リサイクルセンター	選別、圧縮、梱包	小平市小川東町5丁目19-10
電池、水銀体温計・水銀血圧計	野村興産株式会社 イトムカ鋳業所	焙焼炉にて加熱し水銀を回収	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1
蛍光管	野村興産株式会社 イトムカ鋳業所	焙焼炉にて加熱し水銀を回収	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1
スプレー缶・ガスカートリッジ缶、ライター	長沼商事株式会社	無害化処理のうえ資源化	埼玉県所沢市林1丁目306-7
食物資源	高根商事株式会社 エルデガーデン	選別、堆肥化	西多摩郡瑞穂町大字駒形富士山86-1
陶磁器製食器	ガラスリソーシング株式会社	破碎、造粒、分級	千葉県銚子市春日町740-1
陶磁器・ガラス類	ガラスリソーシング株式会社	破碎、造粒、分級	千葉県銚子市春日町740-1
食品残渣（事業系一般廃棄物に限る。）	バイオエナジー株式会社 城南島リサイクル施設	メタン発酵	大田区城南島3丁目4-4
	株式会社アルフォ 城南島飼料センター	乾燥装置による飼料化	大田区城南島3丁目3-2
	オリックス資源循環株式会社 寄居工場	焼却・ガス化改質	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313
	オリックス資源循環株式会社 寄居バイオガスプラント	メタン発酵	埼玉県大里郡寄居町大字西ノ入3050-23
	太誠産業株式会社 愛川第1工場	堆肥化	神奈川県愛甲郡愛川町中津6799番地
	ニューエナジーふじみ野株式会社	メタン発酵	埼玉県ふじみ野市駒林1033-1
焼却灰	東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設	エコセメント化	西多摩郡日の出町大字大久野7642
し尿、浄化槽汚泥	湖南衛生組合	前処理希釈方式	武蔵村山市大南5丁目1

別表4（適正処理困難物）

以下の物については、衛生組合において適正な処理を行えないため、適正処理困難物に定め、処理を行わない。

品目	処理の主体・方法	市民及び事業者の協力義務
自動車等のタイヤ・オイル・バッテリー等の部品、バイク（50ccを超えるもの）、消火器、ピアノ、耐火金庫、プロパンガスのボンベ類、ペンキ、石油、薬品、農薬、その他	製造、加工、販売等を行う事業者が自らの責任で下取り等により回収し、処理する。	① 排出者は、適正な処理が行われるよう、その廃棄物を製造業者等に引き渡すこと。 ② 不法投棄防止のため、市民及び事業者は、所有地の適正管理を行うこと。
土、砂、石、ブロック、コンクリート、建築廃材等、衛生組合において搬入を禁ずる物	排出者が自らの責任で処理するか、廃棄物処理業者もしくは販売店等により処理する。	① 排出者は、適正な処理が行われるよう、その廃棄物を廃棄物処理業者に引き渡すこと。 ② 不法投棄防止のため、市民及び事業者は、所有地の適正管理を行うこと。

別表5（資源の有効な利用の促進のため処理を行わない物）

以下の物については、資源の有効な利用の促進を図るため、処理を行わない。

品目	処理の主体・方法	市民及び事業者の協力義務
特定家庭用機器廃棄物（エアコンディショナー、ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機エレクトロルミネセンス式テレビジョン受信機、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）	特定家庭用機器再商品化法に従い、製造業者等により再商品化等を行う。	① 排出者は小売業者または製造業者等に特定家庭用機器廃棄物を引き渡すこと。 ② 不法投棄防止のため、市民及び事業者は、所有地の適正管理を行うこと。
家庭系パーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式または液晶式のものを含み、重量が1キログラム以下のものを除く。）	資源の有効な利用の促進に関する法律に従い、製造または自ら輸入したものの販売を行う事業者等、もしくは、これがない場合は有限責任中間法人パソコン 3R 推進センターにより回収及び再資源化を行う。 小型家電リサイクル法に基づく認定事業者（リネットジャパン株式会社）の宅配便による戸別回収により、回収及び再資源化を行う。	① 排出者は、自主回収・再資源化義務事業者（これがない場合は有限責任中間法人パソコン 3R 推進センター）及び認定事業者（リネットジャパン株式会社）に、その廃パーソナルコンピュータを引き渡すこと。 ② 不法投棄防止のため、市民及び事業者は、所有地の適正管理を行うこと。